

中間処理産業に保管基準を

中環審廃棄物処理制度専門委

施設許可更新には疑問も

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（委員長＝田中勝鳥）は4月20日、廃棄物処理業の許可制度の整備に関連して、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物）についても期間・数量などの保管基準を適用すべきではないかとの案を示された。これに対して、産業廃棄物処理業界からは「中間処理産業廃棄物には『リサイクルする物』と『処分する物』がある。この区分をあいまいにしたまま、規制をかけるのは、Rの阻害になるのではないか」との指摘があった。産業廃棄物処理施設については、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されないよう、施設許可を更新制とすることもあげられた。産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの簡素化も議論された。

中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物）についても期間・数量などの保管基準を適用すべきではないかとの案を示さ